第五条　空港その他の施設の使用のための料金

一方の締約国がその管理の下にある空港その他の施設の使用につき他方の締約国の指定航空企業に対して課し、又は課することを認める料金は、公正かつ合理的なものでなければならず、また、最恵国待遇を与えられた国の航空企業又は国際航空業務に従事する当該一方の締約国の航空企業が当該空港その他の施設の使用について支払う料金よりも高額のものであってはならない。

第六条　関税その他の租税の免除

1　一方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機に積載されている燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、他方の締約国の領域の上空の飛行中に消費され、又は使用される場合を含め、当該領域内において関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

2　一方の締約国の指定航空企業の航空機に他方の締約国の領域内において積み込まれ、かつ、協定業務において使用される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

3　一方の締約国の指定航空企業のために持ち込まれ、かつ、当該指定航空企業の航空機の用に供するため他方の締約国の領域内において税関当局の監視の下に保管される燃料、潤滑油、予備部品、正規の装備品及び航空機貯蔵品は、当該他方の締約国の規制に従うことを条件として、関税、消費税、検査手数料その他これらに類する租税又は課徴金を免除される。

4　この条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が、次の地点間における飛行のため、他方の締約国の指定航空企業が運営する協定業務に従事する航空機による使用のために当該一方の締約国の領域内において供給される燃料に対し、無差別の原則に基づいて、租税その他これに類する課徴金を課することを妨げるものではない。

(a)　日本国の指定航空企業については、ルクセンブルク大公国の領域内の地点間又はルクセンブルク大公国の領域内の一地点との間

(b)　ルクセンブルク大公国の指定航空企業については、日本国の領域内の地点間

第七条　特権の取消しその他の措置

1　一方の締約国は、他方の締約国が指定した航空企業が次のいずれかに該当する場合には、当該航空企業につき、第四条1及び2に定める特権を与えず、若しくはこれらの特権を取り消す権利又は当該航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。

(a)　日本国が指定した航空企業については、当該航空企業の実質的な所有及び実効的な支配が日本国又は日本国の国民に属していないこと。

(b)　ルクセンブルク大公国が指定した航空企業については、

(i)　当該航空企業がルクセンブルク大公国の領域内に設立されておらず、又は欧州連合の法令に従っていずれかの構成国が与える有効な運営免許を有していないこと。

(ii)　航空事業者証明書の交付に責任を有する構成国が当該航空企業の効果的な規制上の管理を実施せず、若しくは維持しないこと又はその指定に際して関連する航空当局が明確に特定されていないこと。

(iii)　当該航空企業の過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅱに掲げる国又はこれらの国の国民に属していないこと。

(iv)　当該航空企業の主たる営業所が運営免許を受けた構成国の領域内に所在しないこと。

(v)　当該航空企業が航空業務に関する日本国と他の構成国との間の協定に基づいて運営許可を与えられており、かつ、当該航空企業がこの協定に基づき当該他の構成国内の一地点を含む路線において協定業務を運営することにより、当該日本国と他の構成国との間の協定の下での路線及び輸送力に対する制限を回避することとなる旨を、日本国が証明することができること。

(vi)　当該航空企業がいずれかの構成国により交付された航空事業者証明書を保有し、かつ、日本国と当該構成国との間に航空業務に関する協定が存在しない場合において、当該構成国が日本国の航空企業による日本国と当該構成国との間の国際航空業務の運営に同意していないこと。

2　日本国は、1の規定に基づく権利を行使するに当たり、ルクセンブルク大公国が指定した航空企業であって、その過半数の所有及び実効的な支配が構成国若しくは附属書Ⅱに掲げる国又はこれらの国の国民に属しているものの間で、その所有及び支配を理由とした差別を行ってはならない。もっとも、1(b)(v)及び(vi)の規定に基づく権利の行使を妨げるものではない。

3　一方の締約国は、他方の締約国の指定航空企業が第四条1及び2に定める特権を許与する当該一方の締約国の法令を遵守しなかった場合又はこの協定に定める条件に従った運営をしなかった場合には、当該指定航空企業によるこれらの特権の行使を停止し、又は当該指定航空企業によるこれらの特権の行使につき必要と認める条件を付する権利を留保する。ただし、この権利は、直ちにこれらの特権の行使を停止し、若しくは直ちにその行使につき条件を付することが当該法令に重ねて違反することを防止するために必要である場合又は航空保安若しくは航行の安全上の理由により直ちに措置をとることが第十三条6若しくは第十四条3の規定に従って必要である場合を除くほか、当該他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

第八条　公平かつ均等な機会

両締約国の指定航空企業は、両締約国の領域の間の特定路線において協定業務を運営する公平かつ均等な機会を有する。

第九条　輸送力

1　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務は、公衆の協定業務に対する要求に密接な関連を有するものでなければならない。

2　指定航空企業が提供する協定業務は、当該指定航空企業を指定した締約国の領域から出発し、又は当該締約国の領域へ向かう旅客、貨物及び郵便物の運送に対するその時期の需要及び合理的に予測されるその後の需要に適合する輸送力を合理的な利用率で供給することを第一の目的とする。当該指定航空企業を指定した締約国以外の国の領域内の特定路線上の地点において積み込み、かつ、積み卸す旅客、貨物及び郵便物の運送については、輸送力が次の事項に関連を有するものでなければならないという一般原則に従って行う。

(a)　航空企業を指定した締約国の領域への及び当該締約国の領域からの運輸需要

(b)　直通航空路運営の要求

(c)　航空企業の路線が経由する地域の地方的及び地域的業務を考慮した上での当該地域の運輸需要

3　両締約国の指定航空企業が提供する協定業務に係る輸送力については、前条並びにこの条の1及び2に定める原則に従い、両締約国の航空当局の間の協議を通じて合意する。

第十条　運賃

1　いずれの協定業務に対する運賃も、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性（例えば、速力及び設備の程度）その他全ての関係要素を十分に考慮して、商業的考慮に基づいて、両締約国の指定航空企業が合理的な水準に定める。

2　各締約国の航空当局は、両締約国の指定航空企業に対し、運賃の設定に関する情報を提供するよう要求することができる。